

広告

自宅葬と
変わらない価格で
会場をご利用
いただけます
本当に必要な
ものだけを
揃えた
安心価格です

一般的な葬儀
こころの会
会員様価格

55.9万円~ (税込 615,461円~)

家族葬
こころの会
会員様価格

39.9万円~ (税込 439,461円~)

安心価格葬儀

※料理費、葬儀、供花・供物関係、送迎用車両にかかる費用、及び、お寺様への謝礼は含まれておりません。

山口県の平均葬儀費用
ご存知ですか? **153.6万円**
(平成24年日本消費者協会調べ)

周南地区
ご依頼件数
第1位
※平成30年度実績
(自社調べ)

大規模葬儀が家族葬まで
(約300名様収容可能) (近親者様のみのお葬儀)

葬儀のことは全てお任せください!

- アクセス良好
- 買い物便利
- 広々駐車場も完備
- 無料ご近所送迎バス(少人数可)

サンリブ下松店西隣!見学受付中!

アクセス良好!
◎徳山東ICより車で約5分
◎JR周防花岡駅より徒歩10分
◎東中村バス停より徒歩約2分

TEL (0833)41-2518 FAX (0833)43-3197
下松市南花岡6丁目10-1
24時間365日対応いたします!

向西会館くだまつ 0120-41-2519

当館では全館インターネット無料接続可能となっております

中ホール 小ホール ロビー 葬儀控室 台所 葬付室

法要会場 浴室 洗面所

事前相談・会館見学にお越しの方
「家族葬読本」進呈!

最近、「家族葬」という言葉をよく目にしますが、具体的に一般的な葬儀とどこが違うのかご存知ですか?
●事前相談・会館見学にお越しの方に贈呈しております!家族葬読本を進呈いたします!

こころの会指定
有限会社 向西社
こころの会 せいしや

●向西会館くだまつ 本社 山口県下松市南花岡6丁目10-1
突然の不幸にも即対応 年中無休、24時間受付
0120-41-2519
FreeDial

ご葬儀一律...個別見積り **2,000円**
ご送迎一律...個別見積り **500円**
がたまります!
※詳しくは従業員にお尋ねください。

事前相談・お見積り無料
ホームページからもご案内差し上げております。 ●携帯電話の方は右記のQRコードからアクセスできます >>>>
●パソコンの方は「向西社」で検索! <https://www.kouseikaikan.jp> 向西社 検索

おくやみ ハンドブック

下松市

ご家族のご逝去を悼み、謹んでお悔やみ申し上げます。
ご家族が亡くなられた際の、市役所などでの主な手続きについて
掲載しました。

2023年-2024年

マチレット マチレットは、自治体から市民へ専門性が高い情報をよりわかりやすく確実に伝える、地域に寄り添う「マチのブックレット」です。 2023年12月発行 発行:下松市 編集・デザイン:株式会社ジチタイアド

当冊子の著作権を侵害する行為(SNSやHPへの無断転載、デザインや文言の流用、複製物の商用利用等)は法律で禁じられています。

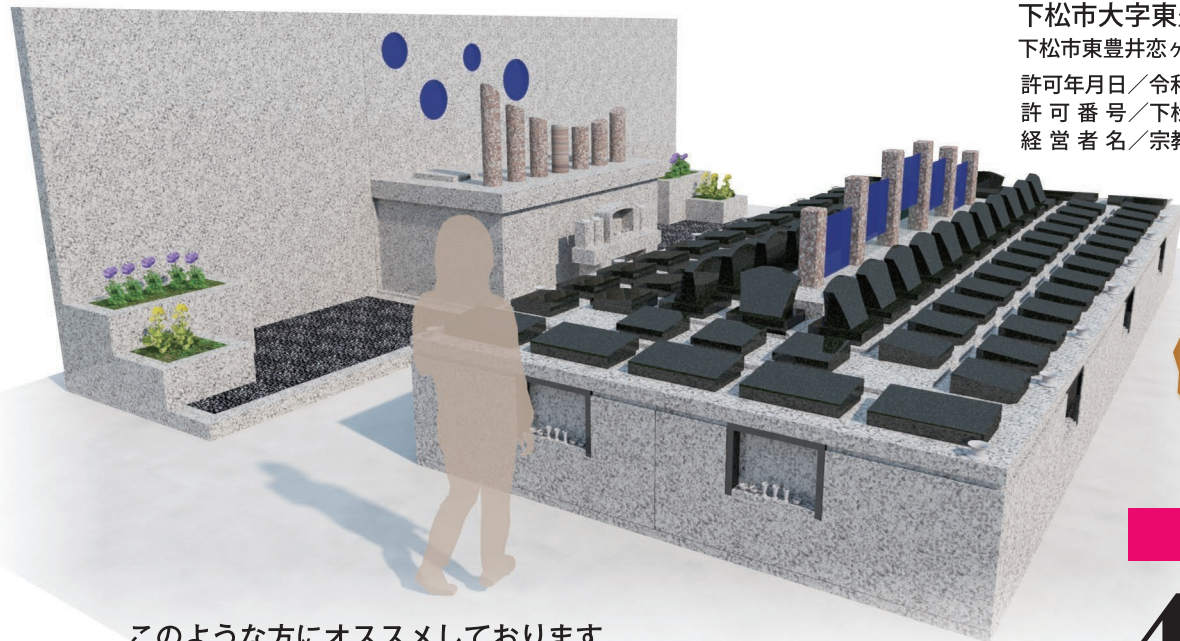
下松市エリアにオープン

樹木葬型永代供養墓

恋ヶ浜 モニュメント葬

跡継ぎがいなくても
安心のお墓が誕生！

広告



下松市大字東豊井恋ヶ浜 10121 番 7
下松市東豊井恋ヶ浜墓地公苑 (隣接)
許可年月日 / 令和 5 年 9 月 15 日
許可番号 / 下松環第 196 号 許可第 2023-1 号
経営者名 / 宗教法人西念寺

年間管理料
不要

お二人様用

45万円~ (税込)

このような方にオススメしております

墓じまいを
考えている方

家族に負担を
残したくない方

跡継ぎを心配することはありません。
お墓じまいにも最適です！

生活様式の変化に伴い、「自分たちのお墓の事は自分たちで完結したい」と考える方々も増え、跡継ぎを必要としないモニュメント葬が注目されています。またお墓じまいの改葬先として、後継者や年間管理費が不要なモニュメント葬を選択される方が増えてきています。

お問い合わせ先

創業明治30年 お墓の専門店

金子石材株式会社

山岡石材工業株式会社 グループ会社

本店
〒744-0073 山口県下松市美里町4丁目6番29号

TEL / 0833-41-2022

年中無休 営業時間 9:00~18:00

市役所での手続きチェックリスト

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら"済"の欄にチェック☑をしましょう。

区分	手続きが必要な人	主な手続き	該当	済	担当課
住民登録	印鑑登録をしている方	●印鑑登録証(カード)の返還	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	市民課戸籍住民係 ☎0833-45-1822
	マイナンバーカード及び通知カード、住民基本台帳カードをお持ちの方	●カードの返納	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	市民課マイナンバーカード 交付窓口 ☎0833-45-1847
年金	国民年金に加入している方	●遺族基礎年金の請求 ●寡婦年金の請求 ●死亡一時金の請求	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	保険年金課年金係 ☎0833-45-1824
	国民年金または厚生年金を受給している方	●未支給年金請求 ●遺族基礎年金請求 ●遺族厚生年金請求	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	保険年金課年金係 ☎0833-45-1824
	共済年金を受給している方	各共済組合へ直接お問い合わせください。			
健康保険	下松市国民健康保険に加入している方	●各種証の返納 ●葬祭費の支給申請 ●高額療養費の支給申請等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	保険年金課国民健康保険係 ☎0833-45-1823
	後期高齢者医療保険に加入している方	●各種証の返納 ●葬祭費の支給申請 ●高額療養費の支給申請等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	保険年金課国民健康保険係 ☎0833-45-1823
介護保険	65歳以上または介護認定を受けている方	●各種証の返納 ●介護保険料の精算等 ●高額介護サービス費等の支給申請(必要な場合のみ) ●要介護認定申請中の方の取り下げ手続き (必要な場合のみ)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	高齢福祉課介護保険係 ☎0833-45-1831
税金	市税(市県民税・固定資産税・国保税等)を納めている方	●課税状況の説明等 ●引落口座登録の変更 ●還付振込口座の登録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	税務課収納対策係 ☎0833-45-1814
	土地又は家屋を所有している方	●納税義務者の変更 ●未登記家屋の名義変更 ●共有物件代表者の変更	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	税務課固定資産税係 ☎0833-45-1816
原動機付自転車等	原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有している方	●廃車手続き ●名義変更	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	税務課市民税係 ☎0833-45-1815
障害	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所有している方	●各種障害者手帳の返納 ●心身障害者扶養共済の届出(甲慰金の請求) ●福祉タクシー券の返納 ●高速道路障害者割引(ETC利用)の登録削除の届出 ●NHK受信料の免除事由消滅の届出 ●自動車税等の減免事由消滅の届出	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	障害福祉課障害福祉係 ☎0833-45-1835
	特別障害者手当、障害児福祉手当、経過福祉手当のいずれかを受給している方	●資格喪失届の提出 ●未支払請求書の提出	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	障害福祉課障害福祉係 ☎0833-45-1835
	障害者等専用駐車場利用証をお持ちの方	●障害者等専用駐車場利用証の返還	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	障害福祉課障害福祉係 ☎0833-45-1835
	福祉医療費受給者証をお持ちの方	●福祉医療費受給者証の返還	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	障害福祉課障害福祉係 ☎0833-45-1835
	特別児童扶養手当を受給している方	●受給者死亡の届出、未払分の請求 ●新たに認定請求	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	障害福祉課障害福祉係 ☎0833-45-1835
	特別児童扶養手当の支給対象児童	●資格喪失の届出	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	障害福祉課障害福祉係 ☎0833-45-1835
	心身障害者扶養共済の加入者	●年金の請求	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	障害福祉課障害福祉係 ☎0833-45-1835
子ども	児童手当の支給対象児または受給者である方	(児童手当の支給対象児)●受給事由消滅届または額改定届 (児童手当の受給者)●受給事由消滅届、未支払請求書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	子ども未来課子ども政策係 ☎0833-45-1836
	児童扶養手当の支給対象児童または受給者の方、配偶者が亡くなった方(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる家庭)	(児童扶養手当支給対象児)●資格喪失届または額改定届 (児童扶養手当受給者)●受給者死亡届、未支払請求書 (配偶者が亡くなった18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもがいる方)●新規認定請求	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	子ども家庭課相談支援係 ☎0833-45-1873
上下水道	上水道、下水道を使用されていた方	●名義変更 ●使用人数変更 ●閉栓 ●振替口座の変更	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	上下水道局1階料金センター ☎0833-45-1883
市営住宅	市営住宅に入居している方	●明渡届 ●承継承認申請書 ●同居親族等異動届 ●駐車場返還届	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	住宅建築課住宅係 ☎0833-45-1851
墓地	市営墓地の使用者、納骨をされる方	●墓地の承継の届出 ●納骨の届出	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	環境推進課環境保全係 ☎0833-45-1826
ペット	犬を飼っている方	●所有者の変更届	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	環境推進課環境保全係 ☎0833-45-1826
環境	し尿のくみ取りをしている方	●解約又は変更の届出	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	環境推進課廃棄物対策係 ☎0833-45-1829
農地	農地を相続された方	●相続による農地等の権利取得届書の提出 (農地法第3条の3第1項の規定による届出)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	農業委員会 ☎0833-45-1877

市役所以外での主な手続き一覧

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら"済"の欄にチェック☑をしましょう。

区分	手続きの種類	主な手続き	該当	済	問い合わせ先など
市役所以外での手続き	下松市国民健康保険・後期高齢者医療制度以外の健康保険	各種証の返納		<input type="checkbox"/>	勤務先等
	生命保険	死亡保険金の請求・入院給付金の請求等		<input type="checkbox"/>	加入している生命保険会社
	預貯金口座	口座凍結解除手続き		<input type="checkbox"/>	各金融機関 等
	株式等	名義変更		<input type="checkbox"/>	各証券会社 等
	遺言書	検認・開封		<input type="checkbox"/>	山口地方裁判所周南支部 周南市岐山通り2-5 ☎0834-21-2698
	固定電話・携帯電話	契約継承・解約		<input type="checkbox"/>	各契約会社 等
	インターネット	名義変更・解約		<input type="checkbox"/>	各契約会社 等
	NHK受信料	名義変更・解約		<input type="checkbox"/>	フリーダイヤル ☎0120-151515 有料ダイヤル ☎050-3786-5003
	電気・ガス料金等	名義変更・解約		<input type="checkbox"/>	領収書に記載されている会社及び営業所
	運転免許証	返納		<input type="checkbox"/>	下松警察署 下松市大手町3丁目2番1号 ☎0833-44-0110
	クレジットカード	解約		<input type="checkbox"/>	各契約会社
	ケーブルテレビ	名義変更・解約		<input type="checkbox"/>	各契約会社
	不動産登記関係	土地・家屋等相続登記		<input type="checkbox"/>	山口地方法務局周南支局 周南市周陽2丁目8-33 ☎0834-28-0244
	国税関係(相続税、所得税、消費税)	相続税・所得税・消費税申告		<input type="checkbox"/>	徳山税務署 周南市今宿2丁目35 ☎0834-21-1010(自動音声ガイダンス)
	国債を所有していた方	記名変更・償還金受領		<input type="checkbox"/>	償還金支払場所または証券保険証書に記載の郵便局
	普通自動車	税金(自動車税)に関すること及び名義変更等		<input type="checkbox"/>	【自動車税】周南県税事務所 ☎0834-33-6411 【名義変更等】中国運輸局 山口運輸支局 ☎050-5540-2073(自動音声ガイダンス)
	軽四輪及び二輪(125cc超)	名義変更または廃車		<input type="checkbox"/>	【軽四輪】軽自動車検査協会 山口事務所 ☎050-3816-3085(自動音声ガイダンス) 【二輪】中国運輸局 山口運輸支局 ☎050-5540-2073(自動音声ガイダンス)

市役所での手続き

印鑑登録をしている方

亡くなられた方の印鑑登録は廃止となります。印鑑登録証(カード)は、市役所市民課窓口にお返しいただくか、廃棄してください。

手続き・持ち物 ●印鑑登録証(カード)の返還 □印鑑登録証

受付窓口 下松市役所1階⑤番窓口 **期限** 期限はありません。

マイナンバーカード及び通知カード、住民基本台帳カードをお持ちの方

死亡届によって、カードの使用はできなくなります。

手続き・持ち物 ●カードの返納 □マイナンバーカード □住民基本台帳カード □通知カード

受付窓口 下松市役所1階5M窓口

期限 期限はありません。※法令上返納義務はありません。

国民年金に加入している方

手続き内容や必要なものは、ご遺族の状況や加入していた年金制度により異なりますので、ご来庁時に窓口にてご案内いたします。下記以外の書類が必要な場合があります。

手続き・持ち物

- 遺族基礎年金の請求
 - 請求者の戸籍謄本(亡くなった方との続柄が明らかなもの) □請求者の預金通帳
 - 請求者のマイナンバーが分かる書類 □亡くなった方の年金手帳
- 寡婦年金の請求
 - 請求者の戸籍謄本(亡くなった方との続柄が明らかなもの) □請求者の預金通帳
 - 請求者のマイナンバーが分かる書類 □亡くなった方の年金手帳
- 死亡一時金の請求
 - 請求者の戸籍謄本(亡くなった方との続柄が明らかなもの) □請求者の預金通帳
 - 請求者のマイナンバーが分かる書類 □亡くなった方の年金手帳

受付窓口 下松市役所1階⑦番窓口 **期限** 亡くなられてから14日以内

国民年金または厚生年金を受給している方

手続き内容や手続き場所、必要なものは、ご遺族の状況や受給年金の種類により異なりますので、ご来庁時に窓口にてご案内いたします。下記以外の書類が必要な場合があります。※遺族厚生年金の請求窓口は徳山年金事務所(要予約)となります。

手続き・持ち物

- 未支給年金請求
 - 請求者の戸籍謄本(亡くなった方との続柄が明らかなもの) □請求者の預金通帳
 - 請求者のマイナンバーが分かる書類 □請求者の本人確認書類
- 遺族基礎年金請求
 - 請求者の戸籍謄本(亡くなった方との続柄が明らかなもの) □請求者の預金通帳
 - 請求者のマイナンバーが分かる書類 □請求者の本人確認書類
- 遺族厚生年金請求
 - 請求者の戸籍謄本(亡くなった方との続柄が明らかなもの) □請求者の預金通帳
 - 請求者のマイナンバーが分かる書類 □請求者の本人確認書類

受付窓口 下松市役所1階⑦番窓口 **期限** 亡くなられてから14日以内

共済年金を受給している方

手続きに必要なものは、各共済組合にお問い合わせください。

- 手続き** 各共済組合へ直接お問い合わせください。
- 受付窓口** 各共済組合 **期限** 亡くなられてから14日以内

下松市国民健康保険に加入している方

保険証等各種証の返納をお願いします。葬祭を行った方(喪主)の申請により、葬祭費が支給されます。代表相続人に対して、高額療養費等及び保険料の精算に関するお手続きをご案内します。あわせて、通知書等の送付先の確認を行います。

- 手続き・持ち物
- 各種証の返納 保険証等
 - 葬祭費の支給申請
 - 葬祭を行った方(喪主)名義の通帳 葬祭を行った方(喪主)の身分証明書
 - 次の書類のうち1点
(会葬礼状、喪主のフルネームの記載のある葬儀費用の領収書または請求書)
 - 高額療養費の支給申請等
 - 代表相続人の振込先のわかるもの
 - 死亡者と代表相続人が同一世帯でない場合、続柄のわかる戸籍(写し)
- 受付窓口
- 下松市役所1階⑧番窓口

後期高齢者医療保険に加入している方

保険証等各種証の返納をお願いします。葬祭を行った方(喪主)の申請により、葬祭費が支給されます。代表相続人に対して、高額療養費等及び保険料の精算に関するお手続きをご案内します。あわせて、通知書等の送付先の確認を行います。

- 手続き・持ち物
- 各種証の返納 保険証等
 - 葬祭費の支給申請
 - 葬祭を行った方(喪主)名義の通帳 葬祭を行った方(喪主)の身分証明書
 - 次の書類のうち1点
(会葬礼状、喪主のフルネームの記載のある葬儀費用の領収書または請求書)
 - 高額療養費の支給申請等
 - 代表相続人の振込先のわかるもの
 - 死亡者と代表相続人が同一世帯でない場合、続柄のわかる戸籍(写し)
- 受付窓口
- 下松市役所1階⑧番窓口

65歳以上または介護認定を受けている方

介護保険証等各種証の返納をしていただきます。介護保険料の精算等、後日関係書類を送付しますので、書類の送付先変更手続きは必ずお願いいたします。

- 手続き・持ち物
- 各種証の返納 保険証等
 - 送付先の変更 届出人の本人確認書類
 - 介護保険料の精算等
 - 代表相続人の振込先のわかるもの 届出人の本人確認書類
 - 死亡者と代表相続人が同一世帯でない場合、続柄のわかる戸籍(写し)
 - 高額介護サービス費等の支給申請(必要な場合のみ)
 - 代表相続人の振込先のわかるもの 届出人の本人確認書類
 - 死亡者と代表相続人が同一世帯でない場合、続柄のわかる戸籍(写し)
 - 要介護認定申請中の方の取り下げ手続き(必要な場合のみ) 届出人の本人確認書類
- 受付窓口
- 下松市役所1階⑨番窓口
- 期限
- 高額介護サービス費は、支給の原因事実発生から2年以内に申請しないと時効となります。

相続 税務申告・その他手続

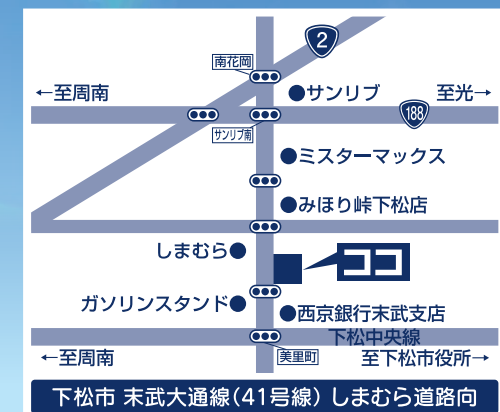
お気軽にご相談ください

清水税理士事務所

〒744-0073 山口県下松市美里町3丁目17-24

☎0833-41-1960

平日 8:30~17:30



市税(市県民税・固定資産税・国保税等)を納めている方

課税の状況について説明します。今後の納付方法や税の還付が発生した場合の還付先等について確認します。

手続き・持ち物

- 課税状況の説明等
 - 死亡者と代表相続人が同一世帯でない場合、続柄がわかる戸籍(写し)
 - 本人確認書類(運転免許証、保険証、マイナンバーカード等)
- 引落口座登録の変更 通帳又はキャッシュカード 印鑑(通帳の届出印)
- 還付振込口座の登録 通帳又はキャッシュカード

受付窓口

下松市役所1階②番窓口

土地又は家屋を所有している方

土地・家屋の所有者が亡くなった後、登記により所有者の変更がされるまでの間、納税通知書を受け取っていただく現所有者(相続人)代表者の届出が必要です。

手続き・持ち物

- 納税義務者の変更
 - 死亡者と代表相続人が同一世帯でない場合、続柄のわかる戸籍(写し)
- 未登記家屋の名義変更 必要な書類は、担当窓口にご確認ください。
- 共有物件代表者の変更

受付窓口

下松市役所1階④番窓口

原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有している方

お亡くなりになられた方が原動機付自転車(125cc以下)や小型特殊自動車を所有していた場合、市窓口で名義変更または廃車の手続きが必要です。なお、4月1日までに軽自動車等の名義変更や廃車の手続きが完了しない場合は、現に所有していない相続人代表者へ納税通知書を送付することがあります。

手続き・持ち物

- 廃車手続き
 - 相続人(届出人)の本人確認書類 標識交付証明書 ナンバープレート
- 名義変更 相続人(届出人)の本人確認書類 標識交付証明書

受付窓口

下松市役所1階③番窓口

期限

すみやかに

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所有している方

返還の手続きが必要です。

手続き・持ち物

- 各種障害者手帳の返納 各種障害者手帳
- 心身障害者扶養共済の届出(弔慰金の請求) ※心身障害者扶養共済に加入していた場合
 - 加入者(保護者)の住民票の写し(原本) 対象心身障害者の住民票除票の写し(原本)
 - 加入者(保護者)の金融機関の通帳等
- 福祉タクシー券の返納 福祉タクシー券
- 高速道路障害者割引(ETC利用)の登録削除の届出
- NHK受信料の免除事由消滅の届出(NHKへ届出)
- 自動車税等の減免事由消滅の届出(自動車税:県税事務所へ届出)

受付窓口

下松市役所1階⑦番窓口

期限

すみやかに

特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当のいずれかを受給している方

手続き・持ち物

- 資格喪失届の提出
- 未支払手当請求書の提出 遺族名義の金融機関の通帳等

受付窓口

下松市役所1階⑦番窓口

期限

すみやかに

障害者等専用駐車場利用証をお持ちの方

手続き・持ち物

- 障害者等専用駐車場利用証の返還 やまぐち障害者等専用駐車場利用証

受付窓口

下松市役所1階⑦番窓口

期限

すみやかに

福祉医療費受給者証(重度心身障害者用)をお持ちの方

手続き・持ち物

- 福祉医療費受給者証の返還 福祉医療費受給者証(重度心身障害者用)

受付窓口

下松市役所1階⑦番窓口

期限

医療費の清算終了後すみやかに

特別児童扶養手当を受給している方

手続き・持ち物

- 受給者死亡の届出、未払分の請求
 - 特別児童扶養手当証書 支給対象児童名義の金融機関の通帳等
- 新たに認定請求
 - 戸籍謄(抄)本等(前受給者の死亡が記載されているもの)
 - 請求者名義の金融機関の通帳等 請求者及び対象児童の個人番号が確認できるもの

受付窓口

下松市役所1階⑦番窓口

期限

すみやかに

特別児童扶養手当の支給対象児童

手続き・持ち物

- 資格喪失の届出 特別児童扶養手当証書

受付窓口

下松市役所1階⑦番窓口

期限

すみやかに

心身障害者扶養共済の加入者

心身障害者の保護者の方で心身障害者扶養共済に加入されている方が死亡された場合は、心身障害者扶養共済年金を請求することができます。

手続き・持ち物

- 年金の請求
 - 心身障害者の住民票の写し(原本) 加入者の住民票除票の写し(原本)
 - 加入者の死亡診断書等(原本) 年金振込先の金融機関の通帳等

受付窓口

下松市役所1階⑦番窓口

期限

すみやかに

児童手当の支給対象児または受給者である方

手続き・持ち物	(児童手当の支給対象児) ● 受給事由消滅届または額改定届 (児童手当の受給者) ● 受給事由消滅届、未支払請求書 □ 支給対象児名義の金融機関の通帳またはキャッシュカード
受付窓口	下松市役所1階②番窓口
期限	なるべく早めに手続きをしてください(原則15日以内)。

児童扶養手当の支給対象児童または受給者の方、 配偶者が亡くなられた方(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる家庭)

配偶者が亡くなられた方で、20歳未満の子に一定の障害がある場合も対象となります。詳しくは担当課にお問い合わせください。

手続き・持ち物	(児童扶養手当支給対象児) ● 資格喪失届または額改定届 □ 児童扶養手当証書 (児童扶養手当受給者) ● 受給者死亡届、未支払請求書 □ 児童扶養手当証書 □ 支給対象児名義の金融機関の通帳またはキャッシュカード (配偶者が亡くなられた18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもがいる方) ● 新規認定請求 必要な書類は世帯の状況により異なるため、担当窓口にご確認ください。
受付窓口	下松市役所1階②番窓口
期限	なるべく早めに手続きをしてください。(亡くなられた日から14日以内)

上水道、下水道を使用されていた方

名義変更や閉栓の手続きが必要です。井戸水を使用されていた場合は、人数変更手続きが必要です。電話での手続きも可能です。

手続き・持ち物	● 名義変更 ● 使用人数変更 ● 閉栓 納入通知書等、上下水道局発行の印刷物があると、スムーズに手続きができます。 ● 振替口座の変更 上下水道局では手続きできません。 市内に支店がある金融機関の窓口での手続きが必要です。
受付窓口	上下水道局1階料金センター
期限	すみやかに

市営住宅に入居している方

世帯員が死亡した場合に必要な手続きです。
ただし、追加の手続きが発生する場合があるため、事実発生時は必ず担当課へご連絡ください。

手続き	● 明渡届 ● 承継承認申請書 ● 同居親族等異動届 ● 駐車場返還届
受付窓口	下松市役所2階①番窓口
期限	おおむね1か月以内



各種相続問題 ご相談ください 弁護士法人サリュ

空き家の放置は、思わぬトラブルや次代の相続問題に発展してしまいます。
現状の問題を解決し、これからの問題を予防できるよう、私たちが親身・丁寧に、秘密厳守で対応いたします。

<p>～現状の問題～</p> <p>相続登記</p> <p>不動産名義の変更 各種調査や手続きなど、スムーズな登記をお手伝いします。 ★令和6年4月より相続登記が義務化されます!</p>	<p>～これからの問題～</p> <p>遺言書作成支援</p> <p>自分の意思を正しく残す 新しい空き家を作らないために。 法的に有効な遺言書の作成をお手伝いします。</p>
<p>相続紛争</p> <p>親族間の相続トラブル 協議が長引いた各種相続問題には、専門家の介入が解決の鍵です。</p>	<p>民事・家族信託</p> <p>信頼できる財産管理人 ご自身の安心と、円滑な財産継承のためにも、認知能力の「もしも」への備えをおすすめします。</p>

初回相談無料 ~ご予約ください~

山口県弁護士会所属



〒758-0046 山口県萩市西田町67-2 TEL / 0838-22-3456
営業時間 / 平日10:00~17:00 定休日 / 土・日・祝日

各種専門家と連携し、「空き家問題を次代に繋がらない」決意をサポートいたします。
どうぞ、お気軽にお問い合わせください。

通話料無料 **0120-181-398**

予約受付 / 平日 10:00~18:00

HPIはコチラ



市営墓地の使用者、納骨をされる方

個別の状況に応じて別途、ご提出いただくものがあります。事前にお問い合わせください。

- | | |
|---------|------------------------|
| 手続き・持ち物 | ●墓地の承継の届出 |
| | □承継人が市外在住の場合は本籍地記載の住民票 |
| 受付窓口 | ●納骨の届出 |
| | □火葬許可証 |
| 期限 | なるべく早めに手続きをしてください。 |

犬を飼っている方

犬の飼主が亡くなった場合に手続きが必要です。

- | | |
|------|--------------|
| 手続き | ●所有者の変更届 |
| 受付窓口 | 下松市役所2階⑩番窓口 |
| 期限 | すみやかに(30日以内) |

し尿のくみ取りをしている方

名義変更又はくみ取りを中止するには手続きが必要です。

なお、浄化槽に関する手続きについては、ご契約されている各業者に直接お問い合わせください。

- | | |
|------|--------------------|
| 手続き | ●解約又は変更の届出 |
| 受付窓口 | 下松市役所2階⑫番窓口 |
| 期限 | なるべく早めに手続きをしてください。 |

農地を相続された方

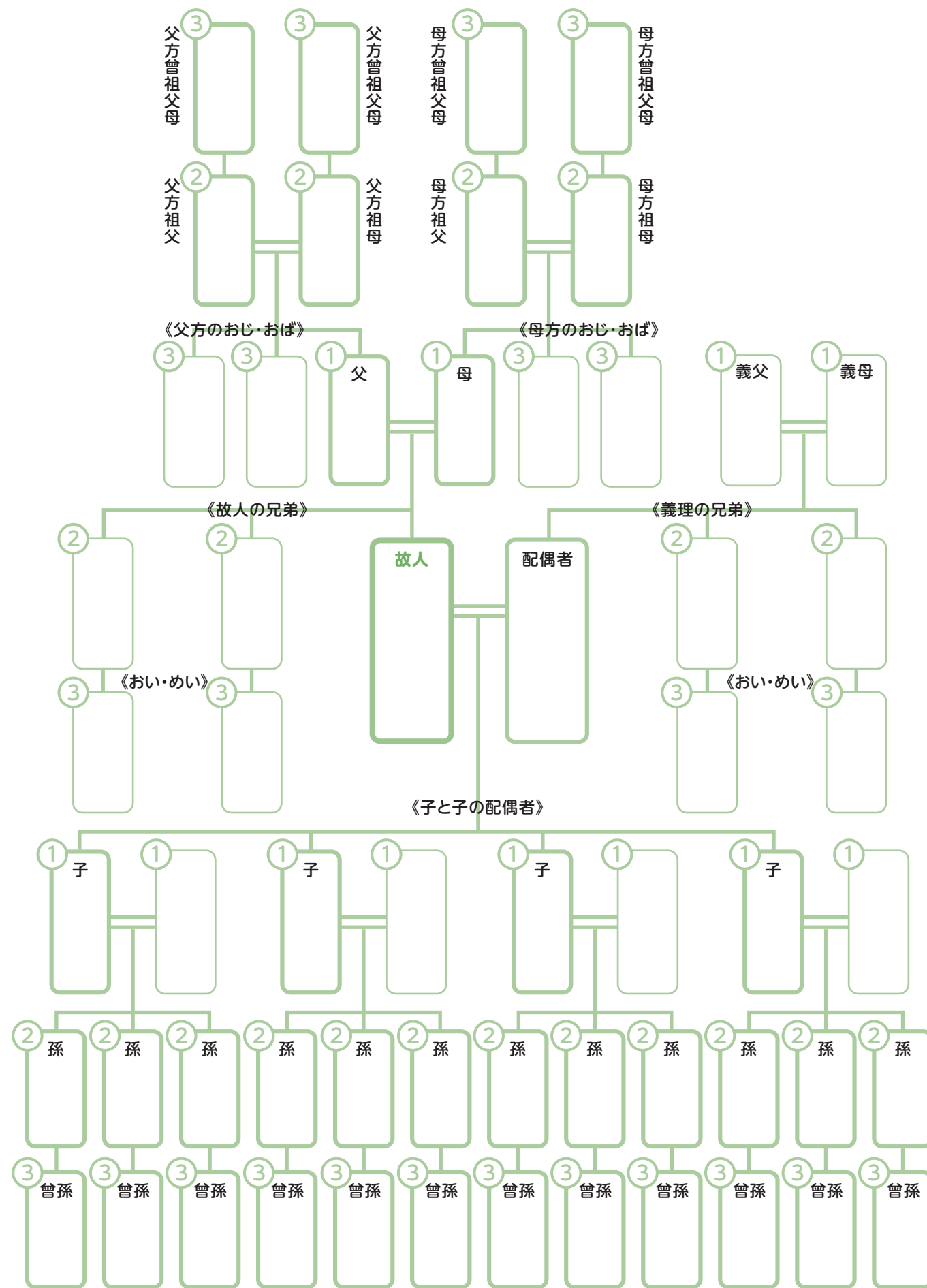
下松市内の農地を相続等で取得したときは、下松市農業委員会に届出が必要です。届出様式(相続等の届出等)はホームページに掲載しております。郵送での提出も受け付けています。

(*届出は、相続登記が完了後に提出してください。)

- | | |
|------|--|
| 手続き | ●相続による農地等の権利取得届書の提出(農地法第3条の3第1項の規定による届出) |
| 受付窓口 | 下松市役所4階⑦番窓口 |
| 期限 | 権利を取得したことを知った時点からおおむね10か月以内の期間 |

家系図

※数字は親等数



この委任状では、マイナンバー入りの住民票はとれません

委任状 (この委任状は、委任者がすべて自書してください。)

令和 年 月 日

下松市長

委任者 住 所 _____
 アパート名等 _____
 氏 名 _____
 生年月日 明・大・昭・平・西暦 年 月 日 男・女
 昼間の連絡先 _____

※記名押印
または署名

私は次の者を代理人と定め、下記事項の権限を委任します。

代理人 住 所 _____
 アパート名等 _____
 氏 名 _____
 生年月日 明・大・昭・平・西暦 年 月 日 男・女

- ※ 委任者は委任事項を必ず記入してください。
- ※ 戸籍謄本等を請求する場合は、必要としている戸籍の本籍・筆頭者氏名を必ず確認してください。窓口で請求書に記入していただきます。

委任事項

住民票 _____ 通 (必要な人の氏名 _____) 全員 個人
戸籍 _____ 通 (必要な人の氏名 _____) 謄本 抄本
除籍・改製原戸籍 _____ 通 (必要な人の氏名 _____) 謄本 抄本
戸籍の附票 _____ 通 (必要な人の氏名 _____) 謄本 抄本
住民異動届の手続き
その他 (_____)

※コピーしてご使用ください。

広告

困る⇒任せる⇒
ハイ笑顔!



遺品整理

ご依頼者の立場に立ち整理します。

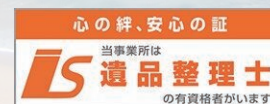
不動産売却

住宅にも「第二の人生」を。

**あき家
じまい**

住めなくなった家を丁寧に解体します。

※一般廃棄物収集運搬については各市町村の提携業者が行います



遺品整理管理基準適合会員企業
 一般社団法人MAO遺品整理協会 所属
 一般社団法人家財整理相談窓口 所属



☎ 0820(26)4101 <https://www.piarex.jp>



株式会社 **ピアレックス しまい事業部**
宅地建物取引業 山口県知事免許(11)第1636号 一般建設業 山口県知事許可(般-31)第17876号

〒742-1515
 山口県熊毛郡田布施町
 上田布施 437-1